

令和4年度9月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

物価高騰や生活困窮者への対策など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

| 会計別 | 前回までの 累計額 | 9月補正予算額 | | | | 9月現計 予算額 | (参考) 4年度9現/ 3年度9現 |
|------|--------------|-------------|-------------|-------|-------|-------------|-------------------------|
| | | 物価高騰等 対策 | 生活困窮者 対策 | その他 | 合計 | | |
| 一般会計 | 23,700.26 | 5.89 | 22.59 | 34.09 | 62.57 | 23,762.84 | 86.4 |
| 特別会計 | 21,164.84 | — | — | — | — | 21,164.84 | 103.4 |
| 企業会計 | 1,574.77 | — | — | 11.39 | 11.39 | 1,586.17 | 106.2 |
| 計 | 46,439.88 | 5.89 | 22.59 | 45.49 | 73.97 | 46,513.86 | 94.0 |

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

| 款別 | 前回までの 累計額 | 9月補正予算額 | | | | 9月現計 予算額 |
|-------|--------------|-------------------|-------------|-------|-------|-------------|
| | | 物価高騰等 対策 | 生活困窮者 対策 | その他 | 合計 | |
| 地方交付税 | 1,260.00 | — | — | 3.43 | 3.43 | 1,263.43 |
| 国庫支出金 | 4,484.28 | 5.89 [※] | 22.54 | 1.91 | 30.34 | 4,514.62 |
| 繰越金 | 0.09 | — | — | 28.64 | 28.64 | 28.73 |
| その他 | 17,955.89 | 0.00 | 0.05 | 0.11 | 0.16 | 17,956.05 |
| 計 | 23,700.26 | 5.89 | 22.59 | 34.09 | 62.57 | 23,762.84 |

※ 国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は5.89億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

(1) 物価高騰等対策 5億8,905万円

ア 畜産農家等の飼料や光熱費等に対する補助 2億6,951万円

畜産農家における飼料購入費や光熱費のほか、神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対する補助について、追加で措置する。

[環境農政局農水産部畜産課長 電話 045-210-4500]

イ 一般公衆浴場の燃料費等に対する補助 1億1,953万円

一般公衆浴場の営業の健全化、衛生水準の維持・向上を図るため、燃料費及び電気代の負担増に対して補助する。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

ウ 自家消費型太陽光発電等の導入に対する補助 2億円

県内事業者の脱炭素化への取組や原油価格高騰への対応を支援するため、自家消費型の太陽光発電等の導入に対する補助について、追加で措置する。

[産業労働局産業部エネルギー課長 電話 045-210-4101]

(2) 生活困窮者対策 22億5,903万円

ア 生活福祉資金貸付事業費補助 22億1,903万円

生活福祉資金特例貸付の申請受付期間が9月末まで延長されたことに対応するため、県社会福祉協議会に対する貸付原資等の補助について、追加で措置する。

[福祉子どもみらい局福祉部生活困窮者対策担当課長 電話 045-285-0864]

イ 市町村が行う生活困窮者支援に対する補助 3,500万円

コロナ禍における生活困窮者を支援するため、官民連携によるプラットフォームの設置や、NPO法人等の活動を支援する市町村に対する補助について、追加で措置する。

[福祉子どもみらい局福祉部生活困窮者対策担当課長 電話 045-285-0864]

㊦ウ 生活に困窮する若者等への支援 500万円

生活困窮世帯の若者、ケアリーバー、被虐待経験者など、生まれ育った家庭環境によって、進学や就職に困難を抱える若者たちが安心して社会に巣立つことができるようにするため、NPO法人が行う進学等を応援する活動に対して、企業からの寄附を活用して支援する。

[福祉子どもみらい局福祉部生活困窮者対策担当課長 電話 045-285-0864]

(3) その他

ア 県有施設における光熱費等の増影響への対応 31億7,108万円

燃料価格の高騰等の影響に伴い、県有施設等における光熱費等の不足分を措置する。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

イ 水道施設における光熱費の増影響への対応（水道事業会計） 11億3,998万円

燃料価格の高騰等の影響に伴い、水道施設における光熱費の不足分を措置する。

[企業局財務部財務課長 電話 045-210-7030]

㊦ ウ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事設計費 800万円

令和3年度に、緊急避難的な対応として所管区域外に設置した大和綾瀬地域児童相談所（藤沢市亀井野）について、早期に所管区域内への移転を図るため、移転工事に必要な実施設計を行う。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

エ 高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備 9,514万円

災害時における高齢者施設の機能を維持するため、非常用自家発電設備等の整備を行う事業者に対して補助する。

[福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 電話 045-210-4801]

オ 過年災害復旧費 1億3,281万円

令和元年10月の台風19号及び令和3年7月、8月の大雨による被害を受けた林業施設の復旧工事について、国から事業費の増額が認められたため、追加で措置する。

[環境農政局緑政部森林再生課長 電話 045-210-4330]

カ 債務負担行為の設定

(7) 厚木市複合施設整備推進費

厚木市が整備する複合施設（厚木市中町）について、県機関の入居分に相当する経費を負担するため、債務負担行為を設定する。

【債務負担行為の設定】 期間 令和4年度～令和9年度
限度額 44億9,000万円

[総務局財産経営部施設整備担当課長 電話 045-210-2550]

(4) 取水及び浄水施設維持運営費（水道事業会計）

寒川第3浄水場特高受電棟の浸水対策工事について、止水扉の構造を強化する必要が生じたことから、事業費を増額するとともに工期を延長するため、債務負担行為を設定する。

【債務負担行為の設定】 期間 令和4年度～令和5年度
限度額 2億5,492万円

[企業局水道部浄水課長 電話 045-210-7280]

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

| 区 分 | 提案件数 |
|-------------------|------|
| 条 例 の 制 定 | 2 件 |
| 条 例 の 改 正 | 4 件 |
| 工 事 請 負 契 約 の 締 結 | 1 件 |
| 特 定 事 業 契 約 の 締 結 | 2 件 |
| 指 定 管 理 者 の 指 定 | 3 件 |
| そ の 他 | 4 件 |
| 計 | 16 件 |
| (参考)9月補正予算 | 2 件 |
| 合 計 | 18 件 |

2 主な条例案等

【条例の制定】

○ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例(P8参照)

当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって障がい者が障がいを理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資するため、条例を制定する。

[福祉子どもみらい局共生推進本部室利用者支援担当課長 電話 045-285-0526]

【条例の改正】

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(P9参照)

不動産取得税の課税において、事務の効率化や事故防止を図るため、登記情報の電子データによる提供を国に要請していたところ、地方税法の一部改正により、令和5年度から、登記情報が都道府県に提供されることとなったことに伴い、当該税目の賦課徴収に関する規定などについて、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

【特定事業契約の締結】

○ 県営上溝団地特定事業契約(P10参照)

契約に係る事業 県営住宅等整備業務、入居者移転支援業務等

契約者名 大成ユーレック株式会社

大洋建設株式会社

株式会社小俣組

株式会社市浦ハウジング&プランニング東京支店

株式会社むげん

株式会社美都住販

契約金額 132億8,777万6,645円

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ 県営追浜第一団地特定事業契約(P11参照)

契約に係る事業 県営住宅等整備業務、入居者移転支援業務等

契約者名 小雀建設株式会社

株式会社金子設計

津久見建設株式会社

契約金額 34億5,386万5,800円

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

3 その他の提出予定議案

【条例の制定】

○ 神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

神奈川県公報による公告を義務付けている公表事項について、インターネットの利用による公表を中心とした最適な周知方法の選択を条例上可能とするため、関係条例の整理をするもの。

[政策局政策部政策法務課長 電話 045-210-2410]

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例

ともに生きる社会の実現に向けた方向性を明確にするため、目的規定の用語の整理や、障がい者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設利用に必要となる支援の明確化を行うなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長 電話 045-210-4740]

○ 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

現在、養護学校の名称を使用している県立特別支援学校23校の名称を支援学校に変更するなど、所要の改正を行う。

[教育局支援部特別支援教育課長 電話 045-210-8214]

【工事請負契約の締結】

| 名 称 | 工事の場所 | 請負契約者 | 請負契約金額 |
|------------------------------|--------------|----------------------|-------------|
| 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体 I 期工事請負契約 | 川崎市宮前区梶ヶ谷地先他 | 大成・大豊・土志田特定建設工事共同企業体 | 169億9,500万円 |

[県土整備局河川下水道部河港課長 電話 045-210-6470]

【指定管理者の指定】

| 施設の名称 | 指定管理者候補 | | 指定期間 |
|----------|------------------|----------------|---------------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | |
| ① 伊勢原射撃場 | 一般社団法人神奈川県射撃協会 | 伊勢原市上粕屋2380番地 | R5.4.1～ R10.3.31 |
| ② 湘南港 | 株式会社リビエラリゾート | 逗子市小坪五丁目23番9号 | R5.4.1～ R10.3.31 |
| ③ 葉山港 | 湘南サニーサイドマリーナ株式会社 | 横須賀市芦名一丁目17番8号 | R5.4.1～ R10.3.31 |

①[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

②③[県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長 電話 045-285-0815]

【その他】

○ 和解について

「県のたより」及び「議会かながわ」の印刷等業務に関する契約違反について、民法第695条の規定に基づき和解する。

[政策局知事室室長代理(広報・報道担当) 電話 045-210-3670]

○ 専決処分について承認を求めると(動産の取得)

新型コロナウイルス感染症対策に係る抗原検査キットの購入について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求め。

[福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 電話 045-210-4801]

○ 専決処分について承認を求めること(損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴)

損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により議会の承認を求める。

[警察本部警務部監察官室室長代理 電話 045-211-1212 内線 2861]

○ 令和3年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業局財務部財務課長 電話 045-210-7030]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例案の概要

1 目的

当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって障がい者が障がいを理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資するため、条例を制定する。

2 内容

(1) 前文

条例制定に至った経緯、制定の理念等

(2) 総則的な事項

- ア 基本理念、県の責務
- イ 市町村との連携、県民及び事業者等の責務
- ウ 県による基本的な計画の策定



(3) 施策に関する事項

- ア 意思決定支援の推進
- イ 障がい者の権利擁護
- ウ 差別の解消及び虐待等の防止
- エ 障がい者の家族等に対する支援
- オ 障がい福祉に係る政策立案過程への障がい者の参加、障がい者主体の活動の促進

(4) 施策の推進体制に関する事項

- ア 生涯にわたる障がい者への支援体制の整備
- イ 高齢者施策等との連携
- ウ 障がい者の支援手法に関する調査研究
- エ 中核的な役割を担う拠点の整備
- オ 地域間の均衡、自立支援協議会の活動の推進等
- カ 人材の確保、育成等

3 施行期日

令和5年4月1日

問合せ先

福祉子どもみらい局共生推進本部室 利用者支援担当課長 平野 電話 045-285-0526

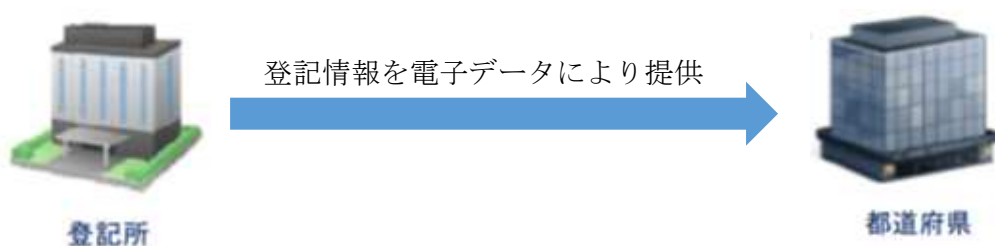
神奈川県県税条例の一部を改正する条例案の概要

1 背景

県では、不動産取得税の課税を行うため、職員が登記所へ赴き、登記申請書を閲覧・転記することで、登記情報を収集していたが、こうした手作業による事務は負担が大きく、また、令和元年に判明した課税誤りの要因にもなった。

そこで、県では、事務の効率化や事故防止を図るため、他の都道府県とも連携して、登記情報の電子データによる提供を国に要請していたところ、地方税法の一部改正により、令和5年4月から、登記情報が都道府県に提供されることとなった。

なお、県では、登記データの取り込みを可能とするシステム改修を行い、令和5年度から課税事務の一部デジタル化を図る。



2 目的

登記所から都道府県に登記情報が提供されることとなったことから、不動産取得税の賦課徴収に関する規定などについて、所要の改正を行う。

3 内容

不動産の取得者に義務付けている申告書又は報告書の提出について、一定の期間内に登記の申請をした場合には、当該申請が却下された場合を除き、当該申告書又は報告書の提出を不要とする。

ただし、不動産取得税が非課税とされている不動産の取得をした場合のほか、知事が不動産取得税の賦課徴収について必要と認める場合には、引き続き、申告書又は報告書の提出を求めることとする。

4 施行期日

令和5年4月1日

問合せ先

総務局財政部税制企画課長 足立 電話 045-210-2300

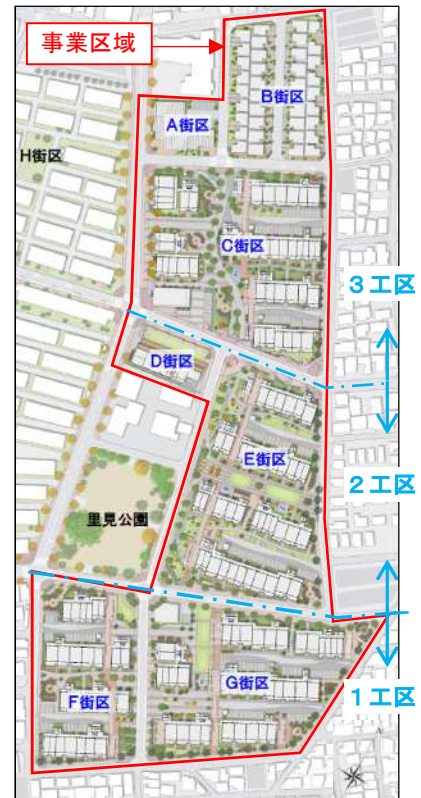
特定事業契約の締結（県営上溝団地特定事業の概要）

1 目的

「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」に基づき、財政負担や業務負担の軽減、民間のノウハウの活用、建替えのスピードアップ等を図ることを目的とし、県営住宅等整備業務（調査・設計・建設・監理）、入居者移転支援業務及び用地活用業務を一体的にPFI事業として実施するため、特定事業契約を締結する。

2 内容

- (1) 施設名称 県営上溝団地
 - (2) 所在地 相模原市中央区光が丘3丁目1番ほか
 - (3) 事業概要
 - ア 県営住宅等整備業務(C、D、E、F、G街区)
延床面積29,301㎡ RC造3階建 460戸
 - イ 入居者移転支援業務
移転計画業務、仮移転及び本移転の支援業務
 - ウ 用地活用業務(付帯事業)
事業者が県から余剰地を取得し、自らの提案に基づき施設整備を実施
サービス付き多世代共生賃貸住宅(A街区)
戸建住宅(B街区)
- ※ 別途「県有財産売買契約書」に基づき、余剰地に係る土地売買契約を締結する。



全体配置図

3 契約金額

132億8,777万6,645円

4 契約期間

契約締結日から県営住宅等整備業務及び入居者移転支援業務(令和9年10月31日)並びに「県有財産売買契約書」に従って余剰地に設定された買戻し特約の登記の抹消登記手続が完了する日まで

5 契約者名

| | |
|------------------------|----------------|
| 大成ユーレック株式会社 | 代表取締役社長 松三 均 |
| 大洋建設株式会社 | 代表取締役 黒田 憲一 |
| 株式会社小俣組 | 代表取締役 小俣 務 |
| 株式会社市浦ハウジング&プランニング東京支店 | 専務取締役支店長 奥茂 謙仁 |
| 株式会社むげん | 代表取締役社長 吉水 慶介 |
| 株式会社美都住販 | 代表取締役 海崎 茂 |

6 スケジュール（1工区 、2工区 、3工区 ）

| R 4 年度 | R 5 年度 | R 6 年度 | R 7 年度 | R 8 年度 | R 9 年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|----------|
| ★ 基本設計 | 実施設計 | 実施設計 | 実施設計 | | |
| ・仮契約 ・議決、本契約 | 解体 | 建設 | 解体 | 建設 | 解体 |
| | | | | 建設 | ★ 10月末完了 |

| |
|--|
| 問合せ先 県土整備局建築住宅部公共住宅課 課長 田中 電話 045-210-6533 住宅整備グループ 山本 電話 045-210-6561 |
|--|

特定事業契約の締結（県営追浜第一団地特定事業の概要）

1 目的

「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」に基づき、財政負担や業務負担の軽減、民間のノウハウの活用、建替えのスピードアップ等を図ることを目的とし、県営住宅等整備業務（調査・設計・建設・監理）、入居者移転支援業務及び用地活用業務を一体的にPFI事業として実施するため、特定事業契約を締結する。

2 内容

- (1) 施設名称 県営追浜第一団地
- (2) 所在地 横須賀市追浜本町一丁目119番
- (3) 事業概要
 - ア 県営住宅等整備業務
延床面積6,818㎡ RC造6階建 120戸
 - イ 入居者移転支援業務
移転計画業務、仮移転及び本移転の支援業務
 - ウ 用地活用業務(付帯事業)
事業者が県から余剰地を取得し、自らの提案に基づき施設整備を実施
戸建分譲地
※ 別途「県有財産売買契約書」に基づき、余剰地に係る土地売買契約を締結する。



全体配置図

3 契約金額

34億5,386万5,800円

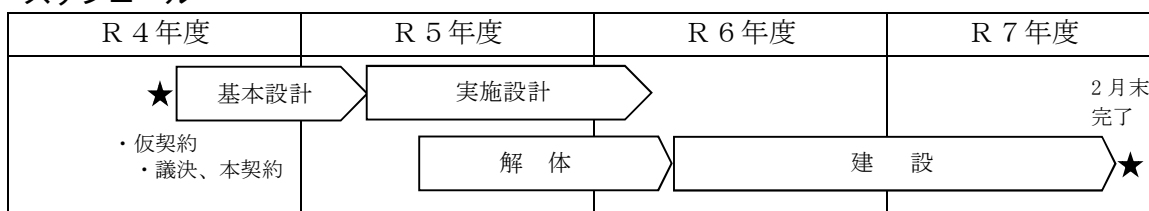
4 契約期間

契約締結日から県営住宅等整備業務及び入居者移転支援業務（令和8年2月28日）並びに「県有財産売買契約書」に従って余剰地に設定された買戻し特約の登記の抹消登記手続が完了する日まで

5 契約者名

| | | | |
|-----------|-------|----|----|
| 小雀建設株式会社 | 代表取締役 | 小泉 | 和雄 |
| 株式会社金子設計 | 代表取締役 | 稲毛 | 恒男 |
| 津久見建設株式会社 | 代表取締役 | 鷲原 | 浩 |

6 スケジュール



| | | | |
|-------------------------|----------------|----------|------------------------------------|
| 問合せ先 県土整備局建築住宅部公共住宅課 | 課長 住宅整備グループ | 田中 山本 | 電話 045-210-6533 電話 045-210-6561 |
|-------------------------|----------------|----------|------------------------------------|

問合せ先

- I 補正予算案について
神奈川県総務局財政部財政課
課長 三澤 電話 045-210-2250
課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252
- II 条例案等について
神奈川県政策局総務室
企画調整担当課長 小泉 電話 045-210-3012
企画調整第一グループ 吉田 電話 045-210-3022